

授業料に関するお知らせ

- ◎ 平成22年度から県立高校の授業料は無償となります。
- ◎ 無償とするための特別な手続きは必要ありません。

■注意

次の場合は、授業料の納付をお願いすることになります。

- ①専攻科の生徒
- ②高等学校等を既に一度卒業している場合
- ③在学期間が3年(定時制・通信制は4年)を超えている場合

※留年の理由が休学や留学のときは除きます。

※編入・転入等の場合は、残りの正規の修学年数の間、無償となります。

- ◎ 詳しいことは、事務室までお問い合わせください。

電話番号 0865-62-5245

